令和８年度第１回

東京都感染症予防医療対策審議会　議事録

令和８年１０月９日

東京都保健医療局

（午前１１時３０分　開会）

○竹中感染症対策部長　定刻となりましたので、ただいまより令和８年度第１回東京都感染症予防医療対策審議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

私は東京都保健医療局感染症対策部長の竹中と申します。会長に引き継ぐまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、議事録及び会議の資料は原則公開ということとなっておりまして、後日、東京都のホームページに掲載されます。あらかじめご了承いただければと思います。そして会議の録画・録音はできませんのでご了承願います。

本日の会議につきましてはオンライン形式となっておりますので、会議の進め方について、まずはご連絡を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、挙手機能を用いて挙手いただくか、チャットで発言される旨をご記載いただきまして、指名されてからのご発言をお願いいたします。また、オンラインですのでタイムラグが生じますが、あらかじめご了承いただければと思います。

会議の途中で長時間音声が聞こえない等のトラブルがございましたら、お手数ですがチャットにその旨を記載いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議に使用する資料につきましてご説明をさせていただきます。

本日の資料でございますが、まずは次第、それから当審議会の委員名簿、それから資料目次、そして資料１ということで「東京都感染症予防計画」中間見直しの概要、資料２として中間見直しのスケジュール、そして参考資料１として当審議会の条例、それから参考資料２として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の抜粋、そして参考資料３として感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針ということで、国の第１０５回厚生科学審議会感染症部会の資料の中の基本指針の中間見直しについての資料、それから参考資料４、令和６年３月に改定いたしました東京都感染症予防計画となっております。

委員の皆様におかれましては事前に資料をお送りしておりますけれども、随時画面でも共有をさせていただきたいと思います。

次に定足数の確認をさせていただきます。

参考資料１の審議会条例第７条に、本審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと定められております。

本日は現時点で委員１７名中１４名のご出席をいただいておりまして、定足数を満たしていますことから、審議会開催が有効に成立しておりますことをご報告いたします。また、成田委員におきましては、途中参加いただける旨ご連絡をいただいております。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただければと思います。今年度第１回ですので、委員名簿に従いまして、区分別、五十音順にご紹介をさせていただきたいと思います。初回ですので、名前をお呼びしましたら一言お返事いただけますと幸いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは都立駒込病院　感染症科部長、今村委員でございます。本日はご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、国立健康危機管理研究機構　国立国際医療研究センター副院長（感染・危機管理担当、災害・救急担当）国際感染症センター長、大曲委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、公益財団法人結核予防会結核研究所所長、加藤委員でございます。

○加藤委員　加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　公益社団法人東京都医師会副会長、川上委員でございます。

○川上委員　川上です。よろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　東京検疫所所長、瀧村委員でございます。

○瀧村委員　瀧村です。よろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　神奈川県衛生研究所所長、多屋委員でございます。

○多屋委員　多屋です。よろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　独立行政法人国立病院機構東京病院　感染症センター長、永井委員でございます。

都立墨東病院　感染症科部長、中村委員でございます。本日はご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

放送大学教授、奈良委員でございます。

○奈良委員　奈良です。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　東京医科大学病院　渡航者医療センター客員教授、濱田委員でございます。

○濱田委員　はい、濱田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　第二東京弁護士会　弁護士、三浦委員でございますが、本日はご都合により欠席とのご連絡を頂戴しております。

次に、公益社団法人東京都看護協会会長、柳橋委員でございます。

○柳橋委員　柳橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　国立健康危機管理研究機構　副理事長、脇田委員でございます。

○脇田委員　はい、脇田です。よろしくお願いします。

○竹中感染症対策部長　新宿区保健所長、石原委員でございます。

○石原委員　石原です。よろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　三鷹市健康福祉部調整担当部長、川口委員でございます。

○川口委員　三鷹の川口でございます。カメラの調子悪くて申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　町田市保健所長、鷹箸委員でございます。

○鷹箸委員　よろしくお願いします。

○竹中感染症対策部長　東京都健康安全研究センター所長　専門理事、成田委員でございます。

○成田委員　成田です。よろしくお願いします。

○竹中感染症対策部長　よろしくお願いいたします。

次に、保健医療局職員をご紹介させていただきます。

東京都保健医療局技監、小竹でございます。

○小竹技監　小竹でございます。よろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　以上をもちまして紹介を終わらせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、保健医療局技監の小竹から一言ご挨拶を申し上げます。

技監、お願いいたします。

○小竹技監　保健医療局技監の小竹でございます。委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、東京都感染症予防医療対策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素より都の保健医療施策にご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

都では、令和６年３月に感染症予防計画を改定して以降、次なる感染症有事に備え、

保健医療提供体制や検査体制の強化、医療人材の育成など、各般の取組を着実に進めているところでございます。

この度、東京都感染症予防計画のさらなる実効性の向上を図るため、本年度、中間の見直しを行うこととといたしましたので、委員の皆様にはご助言を賜りたく存じます。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○竹中感染症対策部長　ありがとうございました。それでは先に進めさせていただきます。

続きまして、会長の選任を行わせていただきたいと思います。

会長の選任の方法につきましては、参考資料１、審議会条例第５条第１項に会長は委員の互選によってこれを定めると規定しております。皆様、会長候補にご推薦がございましたら、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

永井委員、お願いいたします。

○永井委員　これまでも本審議会の会長をお務めいただき、感染症研究におけるご経験や実績が豊富な脇田先生をぜひ推薦したいんですが、いかがでしょうか。

○竹中感染症対策部長　永井委員から会長候補として脇田委員をご推薦いただきました。委員の皆様ご異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○竹中感染症対策部長　ありがとうございます。

それではご異議なしということで、脇田委員に会長をお引き受けいただければと思いますが、脇田委員よろしいでしょうか。

○脇田会長　はい、永井先生、ご推薦ありがとうございます。また、皆さんご賛同いただきましてありがとうございました。ぜひ務めさせていただきます。よろしくお願いします。

○竹中感染症対策部長　よろしくお願いいたします。

脇田会長、ありがとうございます。それでは早速ではございますが、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○脇田会長　はい、承知しました。

ただいま委員の皆様からご推挙をいただきまして、会長に指名していただきました。国立健康危機管理研究機構の脇田でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

国内外におきまして、最近麻しん、風しんなど様々な感染症の流行が問題となってお

ります。また海外でもハンタウイルス、アンデス株のクルーズ船でのアウトブレイク、あるいはＤＲＣコンゴにおけるエボラ出血熱のブンディブギョ株の流行は社会的な問題となり、報告がされております。これらの感染症は、社会全体を脅かす存在でございまして、特に世界有数の大都市である東京は常に国内外の感染症が持ち込まれるリスクにさらされていると思います。申し上げるまでもなく、東京都における今後の感染症対策は我が国において極めて重要と考えます。

皆様方のご協力を賜りながら、この会議が円滑に進行できますよう全力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○竹中感染症対策部長　どうもありがとうございました。

それでは次に、審議会条例第５条第３項に基づきまして、会長代理を会長のご指名によって定めたいと思います。脇田会長いかがでしょうか。

○脇田会長　それでは、会長代理には川上委員をお願いしたいと思いますが、川上先生よろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　川上委員、いかがでしょうか。

○川上委員　川上です。ご指名いただきましてありがとうございます。

恐らく私が出る番はないとは思いますけれども、会長をサポートして、議事の運営に努めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○脇田会長　川上委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○竹中感染症対策部長　ありがとうございます。脇田会長、川上会長代理、お引き受けいただき誠にありがとうございます。

それでは、この後の会議の進行につきましては早速脇田会長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○脇田会長　それでは、改めまして委員の皆様、事務局の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

議事次第をご覧ください。今日は議事が１件、東京都感染症予防計画の中間見直しについてでございます。

東京都のほうから審議会への諮問がございますので、諮問をお受けしたいと思います。小竹技監、どうぞよろしくお願いいたします。

○小竹技監　それでは諮問させていただきたいと思います。委員の皆様には、諮問書の写しを画面に投影させていただいておりますので、ご覧いただきたく存じます。内容に

つきまして、事務局から読み上げさせていただきます。

○竹中感染症対策部長　では、読み上げさせていただきます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１０条第４項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。令和８年１０月９日、東京都知事、小池百合子。

１、諮問事項　「東京都感染症予防計画」の中間見直しについて

２、諮問理由　都では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）及び「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改定を受け、令和５年度に、感染症法第１０条第４項に基づき、「東京都感染症予防計画」（以下「予防計画」という。）の改定を行った。

同項において、都道府県が必要と認めるときは予防計画を変更することができるとされており、都においては、予防計画の更なる実効性の向上を図るため、今年度、中間見直しを実施することとし、諮問する。以上でございます。

○小竹技監　ありがとうございます。どうぞよろしくご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○脇田会長　小池都知事からの諮問書の内容を謹んでお受けいたしたいと思います。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入っていきます。先ほどいただきました諮問事項、東京都感染症予防計画の中間見直しということでございます。

事務局から予防計画の中間見直しの背景、ポイント、スケジュール等についてご説明をしていただきます。それではよろしくお願いいたします。

○神野総合調整担当課長　それでは、東京都感染症予防計画の中間見直しの概要について、感染症対策部総合調整担当課長の神野よりご説明させていただきます。

資料１をご覧ください。

まず初めに感染症予防計画の概要でございます。本計画は、感染症法や、国が定める基本指針に基づいて策定した計画でございまして、感染症の発生予防やまん延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項などにつきまして、基本的な考え方を示すものとなってございます。

計画期間は、令和６年度から令和１１年度までの６か年となっており、今年度、令和８年度がその中間の年度となってございます。

令和５年度に行いました前回の予防計画の改定でございますけれども、新型コロナの経験を踏まえ、有事に備えて、平時のうちから病床確保や発熱外来などを行う医療機関等と協定を締結しておくこととしたこと、また、病床数や、医療機関数の数値目標を設定したということが前回の改定の大きなポイントとなってございます。

その予防計画の進捗ですけれども、数値目標とその実績を、資料中ほどの表に記載しております。表の真ん中が目標値、その右側が実績値となってございまして、ご覧のとおり概ね数値目標を達成しておる状況でございます。

その一方で、有事に備えて医療機関等と協定を締結して終わりということではなく、やはり新興感染症が発生した際にそれらの協定を締結する医療機関が、しっかりと機能する必要があると考えておるところでございます。

そのため、有事における更なる実効性の向上を図るために、このたび予防計画の中間見直しを行いたいと考えてございまして、予防計画の中で具体的に強化すべき取組をしっかりと書き込んでいければと考えてございます。

令和５年度の予防計画改定以降も、こちらの資料の左側にございます取組を進めてまいったところでございます。まず医療提供体制を確保するために、先ほどご説明しましたとおり、医療機関等と協定締結を進めるとともに、協定を締結した医療機関が施設や設備を整備する際の補償などを行ってまいりました。

また、有事に備えた人材の育成に向けまして協定を締結した医療機関向けの研修なども実施してまいりました。それから検査体制の確保に向けまして健康安全研究センターにもご協力をいただきながら検査体制の整備を進めるとともに、民間の検査機関との協定締結も進めてまいったところでございます。

それから東京ｉＣＤＣ等の知見も、様々な政策に活用してまいったところでございます。

これらの取組を踏まえまして、今後強化すべき点、今回の中間見直しを契機として強化したい点ということで、資料右側の３点について検討や取組を進めていければと考えておるところでございます。

まず、関係機関の皆様との平時からの連携をさらに強化していくことで、医療機関の皆様や、民間の検査機関等が有事の際に速やかに体制を構築できるよう準備を進めてまいりたいと考えてございます。

また、医療提供体制や検査体制の整備をさらに推進することで、有事における患者の

受入体制の迅速な確保や、感染症の症状に応じた療養環境の迅速な整備につなげていきたいと考えてございます。

また、昨今技術進化の著しいＡＩ等の活用等についても検討を進め、情報収集や、分析の効率化、高度化等についても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上が予防計画の中間見直しの概要でございます。

次に資料２をご覧ください。今後のスケジュールについてでございます。

先ほどございましたとおり、本日、本審議会に東京都感染症予防計画中間見直しについて諮問させていただきました。今後でございますけれども、表の上から２段目の感染症対策連携協議会や、その下の予防計画協議部会の中で検討し、関係機関の皆様からご意見等いただき、年末、１２月末頃になると思いますけれども、第２回の本審議会にて委員の先生方にご審議いただきまして、年を明けて１月以降にパブリックコメントですとか関係団体の皆様への意見照会を行い、３月頃に第３回の本審議会を開催し、答申いただく予定でございます。

委員の先生方にはお忙しいところ大変恐縮ではございますけれども、東京都感染症予防計画の中間見直しに向けまして、今後、ご助言を賜れればと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料のご説明は以上でございます。

○脇田会長　はい、ご説明ありがとうございました。

今回の予防計画の中間見直しについて、その背景、ポイントなどの概要、それから今後のスケジュールですね。こちらについて説明をしていただきました。

すでに資料１でお示しをしていただいてるところなんですけども、数値目標に関しては、もう十分に準備ができているということをお示ししていただいております。また、今後強化すべき点ですね。それについても２ページ目に示していただきました。

最後に今後のスケジュールというところで、やはり感染症対策連携協議会といったところでの議論を進めていただけるということで、こちらの全体会、あるいは各部会での議論を進めていただいて、我々のこの審議会においても第２回のところでしっかりと審議をさせていただくと、そういった進め方を予定しているということになります。

ただ、今回、それほど深い議論をここで進めるということではないんですけども、委員の先生方から、ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見等があればいただきたいというふうに思いますので、挙手をしていただければご発言いただきたいというふ

うに思います。

皆様から発言がある前に、私のほうから少し気のついたところを発言していきたいと思います。

１ページ目のポイント、資料１の１ページ目のところで、やはり実効性の向上というところは非常に重要なポイントになってくると思います。目標値はかなり示していただいたというところで、ここをどのように実効性がある形にしていくのか。訓練等がどの程度されているのか。それから常に、このかなり多くの機関が参加をしていただけるということになっていますけども、そういったところの実態がどうなっているのかというところをしっかりと見ていく必要があると思いますし、それから人材のところも研修訓練、それから人材の派遣といったところも示していただいておりますけども、具体的にその感染症専門医、あるいは感染症の専門のナース等の配備状況と、あるいは育成状況といったところがどうなのかといったところ、それから、目標値というのは新型コロナの経験によって定められていると承知をしていますけども、必ずしも同じような感染症が来るわけではないので、次回の感染症アウトブレイクというものが特定の脆弱なポピュレーション、特に新型インフル関連であれば、小児等への感染が非常に多くなって、小児に対するインテンシブなケアが十分にできるのかというところ、あるいは昨今問題になるのは妊婦への感染で垂直感染といいますか、その母子感染によって胎児に影響があるような感染症といったものもかなり注目されているといった、特定のポピュレーションで重点的に医療が必要になった場合にどのように対応できるのかというようなところは、少し、今後も対策をしていくべきかと思って発言をさせていただきました。

はい、いかがでしょうか。委員の先生方から何かございますか。

まだ論点が十分に示されていないところではありますけれども、大曲委員、ご発言よろしくお願いいたします。

○大曲委員　はい、脇田先生、ありがとうございます。

この本件、まずご提案といいますか諮問された件はもちろん賛成であります。思った理由として、病院の現場で今年一つやった大きなこととしては、ＢＣＰの改定をしたんです。そうするとやっぱりいろいろ見えてきまして、例えば、次に事があったときに例えば入院調整をするときには、例えば東京都に本部ができると思うんです。各保健所単位でもできると思うんですけども、その間の調整はどうすればいいのかなみた

いなのが、ちょっと書くのに困ったりとかですね、ＢＣＰの改定のときにありましたし、あと、やっぱり応援したり受援したりということもあるんだと思うんですけども、それはどういうルートをたどってお願いをして、どういうところから来てくださるのか、みたいなところがちょっとやっぱ見えなくて、出なかったんですね。

あとは、もう先ほど脇田先生がおっしゃった、いろいろな背景の患者さん方の入院調整をどうするのか等もありました。ですので、やっぱりこれらを詰めていくということになると、やはりもう少し議論が要りますし、確認していく必要もあるんだと思いました。

あとは、今年は麻しんのことがあって、新宿結構大変だったんです。でも保健所のほうですごくそこは判断をしていただいて、要はその協定締結医療機関中心にしっかり対応するんだということで旗をしっかり振っていただけたので、対応できたんだと思うんですけども、やっぱりいろいろ反省は出てきます。ということで、こうした比較的、相対的には小さいという言い方はよくないかもしれませんが、感染症のイベントというのはありますので、そういうときにもちゃんと対応できるような状況かどうかということの確認もやっぱりいるんだなと思いましたので、そういう意味で中間の見直しということは私も賛成しております。以上でございます。

○脇田会長　ありがとうございます。

大曲先生からは、ＢＣＰのときに見えてきた課題として入院調整、あるいは人材の応援、あるいは受援といったところで、やはりコーディネーションですね。その調整をやる主体がどこにあるのか、そういったことを事前に明確にしていくべきではないかと。それからはしか、百日咳等々の流行において学ぶ点があるのではないかといったご指摘がございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

せっかくの機会ですので、何かご意見を言っていただけると多分東京都のほうも助かるというふうに思いますが、大丈夫そうですか。

そうしましたら、それでは諮問事項を今回いただいて、それの審議を進めていくということになりますけども、これからの審議は、先生方からのかなり専門的なご意見がぜひ必要でございますので、ご助言いただく委員の先生方にはご負担をおかけすることになるかと思いますけども、よろしくお願いしたいと思います。

ここまでで事務局何かございますか。

○竹中感染症対策部長　特には大丈夫です。先生、ありがとうございます。

○脇田会長　ありがとうございます。

委員の先生方も何か、そのほか特にご発言があればお受けしたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

成田先生、大丈夫ですか。いつもお世話になってます、ありがとうございます。

それでは、特にご発言ございませんようですので、以上をもちまして本日の議事は終了ということにさせていただきまして、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○竹中感染症対策部長　ありがとうございます。脇田会長並びに委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

先ほど説明をさせていただいたとおり、今後、感染症対策連携協議会、そして部会において、具体的なご意見等をいただきながら詰めてまいりたいと思います。

次回の審議会は１２月末頃とご説明させていただきましたけれども、やはり私たちとしては一つでもご意見をたくさんいただいて、いろんな方向から考えていきたいというふうに思っておりますので、ご意見等ございましたら、事務局にメールでもお電話でも構いませんので、ぜひとも寄せていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまをもちまして、第１回東京都感染症予防医療対策審議会を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

（午後　０時０２分　閉会）